第七条第一項の表市町村の項第十三号中「平成二十年度まで」を「平成二十一年度まで」に改め、同号に次のように加える。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (9) | 平成二十一年度臨時財政対策債 | | | |
| | ア　平成二十一年度市場公募都市に係るもの | | | |
| | イ　平成二十一年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | | | |

第九条第一項の表都道府県の項第二号中「0.602」を「0.568」に、「$\sum_{n=54}^{7}$」を「$\sum_{n=55}^{7}$」に改め、同項第三号中「〇・七三」を「〇・六八」に、「1・1111」を「1・1六」に、「〇・七五」を「〇・七〇」に改め、同項第四号1中「1.029」を「1.060」に、「0.988」を「0.974」に改め、同号4中「被生活保護者数」を「被生活保護者等の数」に改め、同項第五号1を次のように改める。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ(1)、算式イ(2)、算式イ(3)、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 | 五　社会福祉費 | 人口 | |

算式ア

$$\frac{\alpha \times B \times 11.535}{A}$$

算式アの符号

| | |
|---|---|
| A | 測定単位の数値 |
| B | 私立保育所入所人員（指定都市及び中核市を包括する都道府県にあつては、指定都市及び中核市の区域に係る児童数を除く。）とへき地保育所入所児童数（指定都市及び中核市を包括する都道府県にあつては、指定都市及び中核市の区域に係る児童数を除く。）との合計数 |
| $\alpha$ | 次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） |

$$\frac{(a-b) \times 12 \times 0.25}{c} \times \frac{1}{123.566}$$

| | |
|---|---|
| a | 指定都市及び中核市の区域以外の区域に係る前年度私立保育所支弁額 |
| b | 指定都市及び中核市の区域以外の区域に係る前年度私立保育所徴収額 |
| c | 指定都市及び中核市の区域以外の区域に係る前年度私立保育所入所人員 |

算式イ(1)

$$\frac{B \times 0.977}{A}$$

算式イ(1)の符号

| | |
|---|---|
| A | 測定単位の数値 |
| B | 修正後子ども数（従来分） |

算式イ(2)

$$\frac{B \times 0.601}{A}$$

算式イ(2)の符号

| | |
|---|---|
| A | 測定単位の数値 |
| B | 修正後子ども数（地方公務員分） |

算式イ(3)

$$\frac{B \times 0.350}{A}$$

算式イ(3)の符号

| | |
|---|---|
| A | 測定単位の数値 |
| B | 修正後子ども数（被用者・非被用者分） |

算式ウ

$$\frac{B \times 1.664}{A}$$

算式ウの符号

| | |
|---|---|
| A | 測定単位の数値 |
| B | 児童扶養手当支給者数 |

算式エ

$$\frac{B \times 88.68}{A}$$

算式エの符号

| | |
|---|---|
| A | 測定単位の数値 |
| B | 障害者福祉サービス利用者数 |

第九条第一項の表都道府県の項第五号2中「平成二十一年二月十三日付け統発第〇二一三〇〇一～〇〇二号」を「平成二十二年二月五日付け統発第〇二〇五第三号及び第四号」に、「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同号6中「修正後児童数」を「修正後子ども数（従来分）」に、「数との合計数の管内市町村の計とする。」を「数の管内市町村の計並びに「地方公共団体の公務員に係る児童手当の支給状況報告について」（平成十八年三月三十一日付け雇児発第〇三三一〇三三号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて厚生労働省に報告された当該年度の前年度二月末時点の報告書（以下「児童手当支給状況報告書（公務員分）」とする。）における様式1第2表⑵中区分「児童手当」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計に六・〇を乗じて得た数、区分「特例給付」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計に六・〇を乗じて得た数、児童手当支給状況報告書（公務員分）における様式2第2表⑵中区分「附則第七条給付（うち小4から小6）」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計に六・〇を乗じて得た数、区分「附則第七条給付（うち小4から小6）」における支給対象児童数の第三子以降の児童数の計に十二・〇を乗じて得た数、区分「附則第八条給付（うち小4から小6）」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計に六・〇を乗じて得た数及び区分「附則第八条給付（うち小4から小6）」における支給対象児童数の第三子以降の児童数の計に十二・〇を乗じて得た数の合計数とする。」に改め、同号7中「平成十八年度」を「平成二十年度」に改め、同号8を次のように改める。

8　障害者福祉サービス利用者数は、平成二十二年二月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」における当該都道府県の「施設入所支援利用者」の「都道府県合計」、「旧法施設支援費利用者（入所）」の「都道府県合計」、「旧法施設支援費利用者（通所）」の「都道府県合計」、「共同生活援助」の「都道府県合計」及び「共同生活介護」の「都道府県合計」を合算した数とする。